

日本教育政策学会年報編集委員会規程

第 1 条 日本教育政策学会年報編集委員会（以下、「委員会」という。）は、学会誌『日本教育政策学会年報』の編集及び発行に関する事務を行う。

第 2 条 委員は、理事会が会員の中から選出する。

2 委員の定数は 10 名以上 12 名以下とし、うち 4 名は理事から選出する。

3 委員長は、理事会の理事の中から選出する。

4 委員会の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名及び常任委員若干名を選出する。

5 委員長、副委員長及び常任委員は、常任編集委員会を構成し、常時、編集実務に当たる。

第 3 条 委員の任期は 3 年とし、交替時期は毎年度の総会時とする。

第 4 条 委員会は、毎年 1 回以上全員が出席する会議を開き、編集方針その他について協議するものとする。

第 5 条 編集に関する規定及び投稿に関する要領は別に定める。

第 6 条 編集及び頒布に関わる会計は、本学会事務局において処理し、理事会及び総会の承認を求めるものとする。

第 7 条 委員会は、その事務を担当する幹事若干名を置くことができる。幹事は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

第 8 条 委員会に事務局を置く。

附則

1 この規程は 1993 年 6 月 26 日より施行する。（1993 年 6 月 26 日、第 1 回理事会決定）

2 1999 年 6 月 26 日改正。

3 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、改正規程施行最初の委員については、その半数の委員の任期は 2 年とする。